平成３０年（フ）第３５号
青森県三沢市平畑２丁目１番12号　Ｒ７
債務者　柏崎　公治
1　決定年月日時　平成30年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第４８号
福島県会津若松市門田町大字日吉字丑渕49番地　県営日吉団地２棟７号
債務者　栗城　拓哉
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
群馬県沼田市戸鹿野町831番地　ケアハウスフラワータウン
債務者　十川　　武
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成３０年（フ）第２６２号
埼玉県鴻巣市天神５丁目５番９－102号　メゾン天神
債務者　井口　春夫
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７３９号
埼玉県川口市芝樋ノ爪２丁目７番２号　ハイツ曙103号
債務者　新妻　信宏
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７９２号
さいたま市岩槻区大字岩槻6906番地１
債務者　岡本　初江
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９０８号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中島350番地
債務者　秋谷　和義
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４９号
埼玉県春日部市下蛭田39番地４　エクレール豊春Ⅲ207号
債務者　新井奈津代
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２７３号
埼玉県三郷市早稲田６丁目20番地32
債務者　鳥居　　昇
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２７４号
埼玉県三郷市早稲田６丁目20番地32
債務者　鳥居ひろ美
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２８２号
埼玉県八潮市八潮１丁目15番地３　コスモハイツ203
債務者　加瀬美知子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３２６号
埼玉県越谷市七左町６丁目160番地１　プレジールＫ201
債務者　酒井　隆行
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２１２号
埼玉県川越市大字笠幡3742番地９、前住所埼玉県日高市大字高萩2529番地５
債務者　半田　昌義
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３１０号
埼玉県ふじみ野市駒西１丁目９番18号
債務者　呉藤　彰彦
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３２１号
埼玉県飯能市大字笠縫243番地３　リサービア207
債務者　木内　　武
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３３０号
埼玉県日高市大字旭ケ丘348番地20
債務者　川杉　理英
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第９３号
埼玉県東松山市幸町14番８号
債務者　小峰　幸江
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部